規則

○国家公安委員会規則第五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則

猟銃安全指導委員規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

附　則

この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。